

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (KC's ケーシーズ) は、本日4月8日、貸金業者であるニューファイナンス株式会社 (本社: 滋賀県大津市) に対し、早期完済違約金の規定を使用しないこと等を求める、消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起しました。

1. ニューファイナンス株式会社に対する、この間の経過は次のとおりです。

- (1) 2007年12月27日付にてニューファイナンス株式会社へ「お問い合わせ」を送付しました。
- (2) (1)に対して、同社からは、回答期限である2008年1月17日以降も何ら連絡がありませんので、2月1日付で公開での「申入れ」を行いました。

<申入れの概要>

①早期完済違約金の廃止

ニューファイナンス株式会社の使用する早期完済違約金条項 (期限前に完済する場合、元金・期限までの利息に加え、一律残元金の3パーセントを違約金として徴収する規定) を使用しないこと。

②過酷な期限の利益喪失事由の廃止

③利息制限法違反の遅延損害金規定の改善 等 合計5項目

- (3) (2)に対して、同社からは、回答期限である2月15日以降も何ら連絡がありませんので、3月26日付で「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」を送付しました。また同書が到達したとき (又は通常到達すべきであったとき) から1週間を経過した後は、当団体は同社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することが可能になる旨を通知しました。ただし、同社は同書を受取拒否。

2. 訴訟概要は、下記のとおりです。

- (上記の(3)「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」から抜粋、編集。
全文はHPにて公開済み)

同社は、京都府下や滋賀県下等において消費者を対象とする貸金業を営んでいるところ、同社と消費者との間の金銭消費貸借契約において、借主である消費者が、最終弁済期日前

に完済する場合（期限の利益喪失によって残元金を一括返済する場合を含む），弁済する残元金の3パーセントに相当する金員を早期完済違約金として支払わなければならないとする条項を使用しています。

しかしながら，当該条項は，借主である消費者に対して，本来民法136条に基づいて期限の利益を放棄できるにもかかわらずこれを著しく困難にする規定であるとともに，商法514条に比して消費者の義務を加重する規定であって，実質的には，貸付利率や早期完済の時期によって利息制限法や出資法にも違反する高利を消費者に負担させる契約条項であるから，民法1条2項（信義誠実の原則）に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項であって，消費者契約法10条により無効と判断されます。

同社の早期完済違約金条項については，同社がこれを消費者に対して使用した事案に関する，個別訴訟において既に当該条項を無効とする確定判決が存在します（京都地裁平成19年8月10日判決，原審亀岡簡易裁判所平成19年3月15日判決）。同社は，当団体からの申入（裁判外の差止請求）に対しても一切回答をされず，今後も当該条項を消費者との契約において継続して使用されるおそれが高いことは明らかです。

したがって，当団体は，本書をもって，消費者契約法12条3項に基づき，早期完済違約金条項を内容とする金銭消費貸借契約の締結行為の差止及び同行為の予防措置について，請求の要旨記載のとおり請求します。

以上

※この件に関するお問い合わせは，次のKC's事務局までお願い致します。

【消費者支援機構関西のプロフィール】（2008年3月末現在）

- ・2005年12月3日結成。2006年4月3日特定非営利活動法人登記
- ・2007年8月23日に，内閣総理大臣より「適格消費者団体」に認定
- ・構成：団体14正会員，個人正会員101名，団体賛助会員48団体，個人賛助会員28名
- ・会長理事：北川善太郎（NPO法人コピーマート研究所理事長，京都大学名誉教授）
- ・理事長：榎 彰徳（近畿大学農学部准教授，大阪いずみ市民生活協同組合理事長）

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC'sケーズ)

〒540-6951 大阪府中央区大手前1-7-31

OMMビル1階大阪府消費生活センター内

Tel：06-6945-0729，6920-2911 Fax：06-6945-0730，6920-2912

eメール：info@kc-s.or.jp ホームページ <http://www.kc-s.or.jp>